

授業科目名	国際私法	期別	前期	授業形態	講義
担当者名	北坂 尚洋	単位数	2	開講年次	2 (19台以前)

授業科目の概要

人々の国際的な移動が頻繁になり、また、インターネットが急速に普及するにつれて、家族関係や財産関係も急速に国際化し、それに伴って、さまざまな国際的な法律問題が生じています。このうち、この授業は、国際的な法律関係に適用される法は何かという問題を解決する法分野である「国際私法」と国際的な民事裁判での手続問題に関する法分野である「国際民事手続法」を中心に説明するものです。

授業では、まず、国際家族法・国際財産法の順に、国際私法のポイントを説明します。授業計画では、国際私法の総論上の問題（本国法の決定、反致や公序など）を独立した項目としては挙げていませんが、これらについては、関連する項目に付随させて説明したいと思っています。その後、国際民事手続法について概説します。国際民事手続法についての説明では、特に、国際裁判管轄権と外国裁判の承認について取り上げます。

到達目標

- (1) 国際私法や国際民事手続法の知識・理論を習得すること。
- (2) 学んだことを論理的に説明することができるようになること。

成績評価基準および方法

国際私法や国際民事手続法の知識・理論の理解度、論理的思考能力の成績評価基準とします。
平常点（30点）と定期試験の点数（70点）によって評価します。
平常点は、授業での発言内容によって判断します。

テキストおよび参考文献

松岡博編『国際関係私法入門〔第4版〕』（有斐閣・2019年）〔価格：2,750円／ISBN：978-4-641-04684-9〕を教科書として使用します。

参考文献としては、次の文献を参照してください。櫻田嘉章＝道垣内正人編『注釈国際私法 第1巻・第2巻』（有斐閣・2011年）、櫻田嘉章＝道垣内正人編『国際私法判例百選〔第2版〕』（有斐閣・2012年）、小出邦夫『逐条解説・法の適用に関する通則法』（商事法務・2009年）、佐藤達文＝小林康彦『一問一答 平成23年民事訴訟法等改正』（商事法務・2012年）、野村美明＝高杉直＝久保田隆編『ケーススタディ国際関係私法』（有斐閣・2015年）、内野宗揮編著『一問一答平成30年人事訴訟法・家事事件手続法等改正』（商事法務・2019年）

履修上の留意点、準備学習等（事前・事後学習）

後期に開講される「国際取引法」も合わせて受講すると、司法試験の選択科目の1つである「国際関係法（私法系）」の全体的な内容がつかめます。

事前学習としては、事前に配布するレジュメを読んでくるほか、課題をやってきてください。事後学習としては、授業で話した内容を教科書で復習しておいてください。

授業計画および内容等

第1回	はじめに／ 婚姻の成立の 準拠法1	国際私法とはどのような法分野かについて概説した後、婚姻の実質的成立要件の準拠法（法の適用に関する通則法24条1項）について説明します。また、それと関連させて、公序条項（同法42条）について説明します。
第2回	婚姻の成立の 準拠法2	婚姻の実質的成立要件の準拠法（法の適用に関する通則法24条1項）と関連させて、重国籍者の本国法の決定等（同法38条、40条）や反致条項（同法41条）について説明します。その後、婚姻の方式の準拠法（同法24条2、3項）について説明するとともに、それに関する総論上の問題（同法38、40～42条）についても説明します。また、重国籍者の本国法の決定等の説明の際に、国籍法についても概説します。
第3回	婚姻の効力の 準拠法	同居義務を例に、婚姻の効力の準拠法（法の適用に関する通則法25条）について説明するとともに、それに関する総論上の問題（法の適用に関する通則法38～42条）についても説明します。また、氏の準拠法についても説明します。

第4回	離婚の準拠法	離婚の方法や親権者指定の方法を例に、離婚の準拠法（法の適用に関する通則法 27、31 条）と親子間の法律関係の準拠法（同法 32 条）について説明するとともに、それに関する総論上の問題（同法 38 ～ 42 条）についても説明します。
第5回	親子関係に関する準拠法	実親子関係の成立の準拠法（法の適用に関する通則法 28 ～ 30 条）、養親子関係の成立の準拠法（同法 31 条）、親子間の法律関係の準拠法（同法 32 条）、その他の親族関係等の準拠法（同法 33 条）、親族関係についての法律行為の方式の準拠法（同法 34 条）、扶養義務の準拠法（扶養義務の準拠法に関する法律）について説明するとともに、それに関する総論上の問題（法の適用に関する通則法 38 ～ 43 条）についても説明します。
第6回	相続の準拠法	相続の準拠法（法の適用に関する通則法 36、37 条、遺言の方式の準拠法に関する法律）について説明するとともに、それに関する総論上の問題（法の適用に関する通則法 38、40 ～ 43 条）についても説明します。
第7回	行為能力の準拠法	行為能力の準拠法（法の適用に関する通則法 4 条）について説明します。
第8回	契約の準拠法 1	契約の準拠法一般（法の適用に関する通則法 7 ～ 10 条）について説明します。
第9回	契約の準拠法 2	消費者契約や労働契約の準拠法（法の適用に関する通則法 11、12 条）について説明します。
第10回	不法行為の準拠法 1	不法行為の準拠法に関する問題のうち、不法行為一般、生産物責任、名誉毀損の準拠法（法の適用に関する通則法 17 ～ 19 条）について説明します。
第11回	不法行為の準拠法 2	不法行為の準拠法に関する問題のうち、明らかにより密接な関係がある地がある場合の例外（法の適用に関する通則法 20 条）、当事者による準拠法の変更（同法 21 条）、不法行為についての公序による制限（同法 22 条）等について説明します。
第12回	国際裁判管轄権 1	契約事件や不法行為事件を中心に、財産関係事件の国際裁判管轄権について説明します。
第13回	国際裁判管轄権 2	離婚事件の国際裁判管轄権を中心に、家事事件の国際裁判管轄権について説明します。
第14回	外国裁判の承認 1	財産関係事件に関する外国裁判の承認（民事訴訟法 118 条）について説明します。
第15回	外国裁判の承認 2	家事事件に関する外国裁判の承認について説明します。
関連 URL		
備考欄		
授業の進み具合によって、取り上げる順序や内容を変更することがあります。		